

(平成 28 年 3 月 16 日 常勤理事会承認)
(平成 28 年 3 月 22 日 決裁)

東北工業大学における研究活動の不正行為防止に関する基本方針

平成 28 年 4 月 1 日制定
学校法人 東北工業大学

研究活動における不正行為の防止は、根本的には研究者個人の自律性に依拠するものである。しかしながら、昨今、研究活動における不正行為の事案が後を絶たず、大きな社会問題とされていることから、大学の組織的対応の強化がより一層求められてきている。

このような社会的要請を受け、本学では、社会に対する大学の責任ならびに利害関係者への説明責任を果たすため、本学における研究活動の不正行為の防止に関する基本方針を、次のとおり定める。

1. 研究活動の不正行為防止に関する法令、国の定める指針およびガイドライン等を遵守する。
2. 研究活動の不正行為防止の対策を適切に推進するため、既存の管理体制を見直し、より実効性の高い管理体制を構築する。
3. 研究活動の不正行為防止に関する本学諸規程および運用ルールを、随時見直すとともに、その内容を学内外に周知・公表する。
4. 研究活動の不正行為の抑止ならびに不正行為の早期発見のため、実効性のあるモニタリング体制を整備し、不正行為防止に関する本学諸規程および運用ルール等が遵守されていることを確認する監査を、適切に実施する。